

プレスリリース [2023年4月19日]

(計1枚)

国際版画美術館等に関する工事の差止を求める仮処分命令申立事件について

国際版画美術館等に関する工事の差止を求める仮処分命令申立事件の却下決定（2022年11月25日付け東京地方裁判所）に対する即時抗告について、知的財産高等裁判所から、2023年3月31日付けで本件抗告を棄却する旨の決定書が到達しました。

なお、抗告人から特別抗告や許可抗告の申立てはありませんでしたので、本件申立事件につきましては、知的財産高等裁判所の決定にて確定しました。

1 決定の内容

本件抗告を棄却する。

2 裁判所の判断の概要

(1) 国際版画美術館に係る部分の工事は、著作権法第20条第2項第2号の「建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変」に該当するので、著作者の権利は制限される。

(2) 本件の工事に関する経緯に照らすと、本件各工事は、国際版画美術館自体にとって、経済的・実用的観点から必要な範囲の「増築」又は「模様替え」に当たる。

町田市における博物館等の新たな在り方として「美術ゾーン」を形成するなどの方針については、国際版画美術館にとっても有益なものとするべき合理的な理由があり、その方針の下で計画されるに至った工芸美術館新築工事等も、国際版画美術館の機能を高める側面を有するものといえる。また、公共用地に建築された国際版画美術館は、その敷地又はこれに隣接する公共用地の利用のために一定の制約を受け得るものである。

(3) 本件庭園には、著作物性が認められない。

(4) したがって、本件抗告には理由がない。

■ 本件に関するお問い合わせ先

文化スポーツ振興部文化振興課 パークミュージアム担当課長 原田
TEL 042 - 724 - 2184